

業務別仕様書3（児童クラブ管理運営業務）

業務名	児童クラブ管理運営業務
勤務場所	各放課後児童クラブ（別表1による）
開設日	週6日 年間290日程度
休日	日曜日、国民の終日に関する法律に規定する休日、 12月29日～翌年1月3日までの日 その他、町長が必要と認めた日
業務時間	小学校等の授業日：授業の終了時刻から午後6時まで 小学校等の休業日（土曜日、長期休業中等）：午前7時から午後6時まで 延長利用実施がある場合：午後7時まで
利用定員	別表1による  ただし、児童の数が利用定員を超過する場合は、町が行った審査に基づいて利用決定をした児童について、施設の規模や支援員の数、児童の出席率等を勘案し、運営に支障がない範囲で弾力的に受け入れを行うこと。
配置人員 ※配置の目安として標準的な配置人数	20名程度  児童クラブの1の支援（おおむね50名以内）を1単位として、1単位ごとに放課後児童支援員を2名以上配置する。  ただし、1名については補助員に替えることができる。  上記に加え、各児童クラブに必要に応じて支援員または補助員を配置すること。
法令等の遵守	事業の運営にあたっては、放課後児童健全育成事業に関する関係法令等を遵守しなければならない。ただし、委託期間中に以下に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。  (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号） (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号） (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） (6) 最低賃金法（昭和34年法律第137号） (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） (8) 放課後児童クラブ運営指針 (9) 会津美里町児童クラブ館条例（平成20年条例第36号） (10) 会津美里町児童クラブの設置に関する条例（平成28年条例第4号） (11) 会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第29号） (12) その他関係法令
業務内容	(1) 児童クラブ運営全般 ①児童の健康管理、安全確保、遊び及び生活や学習の支援 ②自主性、社会性及び創造性の向上に関する支援 ③基本的な生活習慣や学習習慣を確立させる支援

	<p>④児童クラブ運営の総括責任者の配置及び運営管理</p> <p>⑤業務日誌等運営状況、名簿、その他の記録</p> <p>⑥家庭、関係機関との連絡調整 (ICT を活用し、保護者との連絡手段を講じること)</p> <p>(2) 入退会の手続等</p> <p>①登録申請書類の配付</p> <p>②入会説明会の開催</p> <p>③入退会申請書等の受付</p> <p>(3) 保護者負担金の徴収</p> <p>①延長利用料の徴収及び町への納付</p> <p>②おやつ代の徴収</p> <p>(4) 職員等の労務管理</p> <p>①職員等の募集採用及び配置</p> <p>②職員等の出退勤管理</p> <p>③給与等の支払い</p> <p>④職員等の健康管理</p> <p>⑤資質向上のための研修実施</p> <p>(5) 消耗品の購入</p> <p>①児童が使用する消耗品等の購入、検収、支払い</p> <p>②おやつの購入、検収、支払い</p> <p>(6) その他</p> <p>①保護者あて文書の配布</p> <p>②避難訓練等の実施</p> <p>③苦情処理等の対応</p> <p>④関係機関との連携</p> <p>⑤自然災害時の対応</p> <p>(7) 連絡会等</p> <p>①定期的に連絡会を行い、業務の円滑な実施を図ること。 また、この他に緊急に解決しなければならない課題等が発生した場合、臨時的に行うこと。</p>
主管課	健康ふくし課
その他	

別表 1

名称	勤務場所		定員
宮川児童クラブ	宮川児童クラブ館	会津美里町富川字上中川 161 番地 1	おおむね 50 名
	宮川小学校		おおむね 30 名
本郷児童クラブ	本郷学園	会津美里町字川原町 1933 番地	おおむね 80 名
新鶴児童クラブ	新鶴小学校	会津美里町鶴野辺字北三百苅 775 番地	おおむね 65 名